

## 平成 29 年第 3 回宮崎市議会（6 月定例会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	.....	9 件
報告	.....	9 件
合計	.....	18 件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（9 件）

- ① 平成 29 年度補正予算案（1 件） ⇒ 議案第 95 号
- ② 工事請負契約の締結（1 件） ⇒ 議案第 96 号
- ③ 議決事項の一部変更（1 件） ⇒ 議案第 97 号
- ④ 条例案（6 件） ⇒ 議案第 98 号～議案第 103 号

##### (2) 報告（9 件）

- ① 平成 28 年度繰越計算書（5 件） ⇒ 報告第 18 号～報告第 22 号
- ② 経営状況の報告（1 件） ⇒ 報告第 23 号
- ③ 専決処分報告（3 件） ⇒ 報告第 24 号～報告第 26 号
  - ・ 議決事項の一部変更（2 件）
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（1 件）

### 3 議案の概要

平成29年度補正予算案（1件）

#### 《一般会計》

議案第95号 平成29年度宮崎市一般会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「平成29年度6月補正予算案概要」のとおり

議案第96号 工事請負契約の締結について

【契約課（文化・市民活動課）】

#### ◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

#### ◇工事名

宮崎市民文化ホール大ホール照明用調光盤等更新工事

#### ◇工事概要

大ホール照明用調光盤等更新工事

- ・ 幹線接続盤：1面、負荷分岐盤：1面の更新工事
- ・ 調光器盤：10面から7面への更新工事
- ・ 調光制御盤：1面、調光監視システム：1台の新設工事
- ・ 既設調光操作卓ソフトウェア変更：一式、DMX信号パッチラック改修工事：一式
- ・ 工事場所 宮崎市花山手東3丁目25番地3
- ・ 完成期限 平成30年3月15日

#### ◇契約の方法

条件付一般競争入札

#### ◇契約の金額

179,599,680円

#### ◇契約の相手方

宮崎市大字赤江1116番地2

有限会社東海電気工事

代表取締役 福留 東海男

議案第97号 「工事請負契約の締結について（平成28年度昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工1工区）」の議決事項の一部変更について

【契約課（市街地整備課）】

◇提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

契約の金額「2,141,267,400円」を「2,183,399,049円」に変更する。（42,131,649円の増額）

◇変更理由

平成28年9月定例会で議決された「工事請負契約の締結について」の契約金額について、宮崎市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき増額変更が生じるため。

※ 議決内容（平成28年9月定例会 議案第112号）

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工1工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 2,141,267,400円
- 4 契約の相手方 ピーエス三菱・山崎・戸敷特定建設工事共同企業体

議案第98号～議案第103号 条例案（6件）

議案第98号 宮崎市個人情報保護条例の一部改正について

【総務法制課】

◇提案理由

情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴い、特定個人情報の開示について、他の制度との調整規定を設けるため。

◇主な内容

特定個人情報の開示について、他の制度との調整規定を適用除外とする。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

国家公務員の育児休業の取扱いに準じ、本市職員の育児休業の延長等についての改正を行うため。

◇主な内容

育児休業の再度の取得及び延長並びに育児短時間勤務の再度の取得ができる特別の事情として、待機児童に係る事情（保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと）を追加する。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

休職の処分の期間を通算する規定等を設けるため。

◇主な内容

負傷又は疾病による休職からの復職後、1年以内に再度の休職処分に付された場合は、明らかに異なる負傷又は疾病であるときを除き、当該再度の休職の期間と直前の休職の期間を通算する規定を設ける。

◇施行期日

平成29年10月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

国家公務員退職手当法の改正に準じ、失業者の退職手当についての改正を行う等のため。

◇主な内容

1 失業者の退職手当の支給の延長について（第10条第10項）

災害により離職した者等に係る基本手当の給付日数を、雇用保険法の例により延長することができることとする規定を設ける。

2 移転費の支給対象の拡大（第10条第11項）

移転費の支給対象に、特定地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介により就職する者を追加する。

3 暫定措置の実施（附則第19項）

雇用情勢が悪い地域に居住する者に係る基本手当の給付日数を、雇用保険法の例により延長することができる暫定措置を5年間実施する。

◇施行期日

公布の日（一部については、平成30年1月1日施行。遡及適用及び経過措置の規定あり。）

## ◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

## ◇主な内容

1 固定資産税及び都市計画税における課税標準の特例措置（わがまち特例）の創設（第62条の2、附則第10条の2）

- (1) 家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係るわがまち特例の創設（法の規定により1/2となっているものを、1/3に設定）
- (2) 特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業）の用に供する固定資産に係るわがまち特例の創設（最初の5年間 1/3）
- (3) 緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係るわがまち特例の創設（最初の3年間 2/3）

2 軽自動車税における環境性能割の創設（第81条～第84条、第86条、第89条～第93条）

軽自動車に係る自動車取得税の廃止に併せ、軽自動車税環境性能割を導入する。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。

3 個人住民税における配偶者控除等の見直し（附則第5条）

就業調整をめぐる課題に対応するため、配偶者特別控除の対象となる配偶者合計所得金額の上限額を引き上げるとともに、担税力調整の観点から配偶者控除・配偶者特別控除を受ける納税義務者に新たな所得制限を設ける。

4 軽自動車税におけるグリーン化特例の延長（附則第16条）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両に対して、新規登録の翌年度分に限り、軽自動車税の税率を軽減するグリーン化特例について、燃費基準要件の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

## ◇施行期日

公布の日（1（3）は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日、2は平成31年10月1日、3は平成31年1月1日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

下原墓地の整備に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 市街化区域内の一般墓地の取扱い（第 13 条）

新たな使用をさせない市街化区域内の一般墓地から下原墓地を除外する。

2 墓地の名称及び位置並びにその種別（別表第 1）

下原墓地の種別を、「一般墓地」から「一般墓地及び合葬墓」に変更する。

3 一般墓地の使用料（別表第 2）

下原墓地の項目を追加する。

名称	単位	使用料
下原墓地	1 平方メートル	85,000 円

4 合葬墓の使用料（別表第 4）

下原墓地の項目を追加する。

名称	使用料（1 体につき）
下原墓地	100,000 円

◇施行期日

平成 29 年 11 月 1 日

#### 4 報告の概要

報告第18号 平成28年度宮崎市繰越明許費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	主な事業名	繰越明許予算額 (事業数)	翌年度繰越額 (事業数)
一般会計	臨時福祉給付金支給事業 保育所緊急整備事業（待機児童解消加速化プラン） 道路新設改良事業	6,691,588,000 (52事業)	5,158,965,449 (46事業)
公営住宅建設資金 特別会計	公営住宅ストック総合改善事業 恒久地区団地建替事業 単独災害復旧事業	107,960,000 (3事業)	83,851,649 (3事業)
介護保険 特別会計	介護保険システム改修事業	6,897,000 (1事業)	6,897,000 (1事業)
宅地造成事業 特別会計	東部第二土地区画整理事業	20,000,000 (1事業)	10,284,788 (1事業)
合計		6,826,445,000 (57事業)	5,259,998,886 (51事業)

報告第19号 平成28年度宮崎市事故繰越し繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名	支出負担 行為額	支出 未済額	翌年度 繰越額
20 民生費	介護老人福祉施設	93,375,000	29,880,000	29,880,000
10 社会福祉費	整備費補助事業			

◇繰越理由

年度内の事業完了を想定していたが、資材の調達遅れ等により、完了が困難となったため。

報告第20号 平成28年度宮崎市水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名	継続費 の総額	平成28年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込) 額	翌年度 繰越繰越額
1水道事業資本的支出 1建設改良費	下北方浄水場新系浄水施設整備事業	6,000,000,000	500,180,000	172,275,000	327,905,000
	富吉浄水場電気設備・薬注設備更新事業	2,494,000,000	1,322,206,000	522,483,000	799,723,000
合計		8,494,000,000	1,822,386,000	694,758,000	1,127,628,000

報告第21号 平成28年度宮崎市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名	継続費 の総額	平成28年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込) 額	翌年度 繰越繰越額
1下水道事業資本的支出 1建設改良費	佐土原浄化センター水処理施設(4池)土木・建築工事	550,000,000	242,780,000	179,200,000	63,580,000
	佐土原浄化センター水処理施設(4池)機械・電気設備等整備事業	675,780,000	207,400,000	0	207,400,000
合計		1,225,780,000	450,180,000	179,200,000	270,980,000

◇概要

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による「建設改良費の繰越し」について、同条第 3 項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業資本的支出 1 建設改良費	清武汚水準幹線 ( 2 8 - 1 3 工区 ) 下水道管布設 工事外 3 3 件	1,420,925,944	424,401,600	996,524,344

◇概要

宮崎市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告するもの。

◇報告書類

- ( 1 ) 平成 2 8 年度宮崎市土地開発公社事業報告書及び決算書
- ( 2 ) 平成 2 9 年度宮崎市土地開発公社事業計画書及び予算書

## 報告第24号～報告第26号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

### (1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第24号 専決処分の報告について

【契約課（市街地整備課）】

#### ◇概要

平成28年9月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

#### ◇変更事項

契約の金額「148,571,280円」を「152,513,136円」に変更する。  
(3,941,856円の増額)

#### ◇変更理由

##### ・橋脚部の埋戻しに係る変更について

当初は、現場発生土を用いて当該部における埋戻し施工を予定していたが、現場着手後、現場発生土の土質試験及び河川管理者（国）協議の結果、埋戻し範囲上部にコンクリート（t=50cm）を打設することとなったため。

##### ・橋脚のコンクリート材料の変更について

現場着手後における橋脚コンクリート温度ひび割れ解析の結果、温度ひび割れ対策として膨張コンクリートを使用することとなったため。

※当初契約の内容＜平成28年9月定例会 議案第113号＞

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工2工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 148,571,280円
- 4 契約の相手方 志多・森都特定建設工事共同企業体

## ◇概要

平成28年9月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

## ◇変更事項

契約の金額「146,305,416円」を「149,727,311円」に変更する。  
(3,421,895円の増額)

## ◇変更理由

## ・橋脚部の埋戻しに係る変更について

当初は、現場発生土を用いて当該部における埋戻し施工を予定していたが、現場着手後、現場発生土の土質試験及び河川管理者（国）協議の結果、埋戻し範囲上部にコンクリート（t=50cm）を打設することとなったため。

## ・橋脚のコンクリート材料の変更について

現場着手後における橋脚コンクリート温度ひび割れ解析の結果、温度ひび割れ対策として膨張コンクリートを使用することとなったため。

※当初契約の内容<平成28年9月定例会 議案第114号>

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（下部工3工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 146,305,416円
- 4 契約の相手方 第一・南州特定建設工事共同企業体

（2）和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故）

《事故の概要》 駐車中の相手方の普通自動車に市の消防自動車が接触し、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年3月23日

《事故の場所》 宮崎市新別府町前浜1400番16 みやざき臨海公園マリーナ多目的広場南側駐車場内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 292,440円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%